

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款変更について

この度の消費税率変更に伴い一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款の一部を変更いたします

- 1、変更する時期・・・・・・・・・・平成 26 年 4 月 1 日より
- 2、変更しようとする運送約款・・・・乗車券の引渡し及び回収
  - ・・・・旅客の都合による運賃及び料金の払戻し手数料額
  - ・・・・定期乗車券等の種類又は区間の変更手数料額
  - ・・・・定期乗車券等の書き換え手数料額
  - ・・・・定期乗車券等の再発行、手数料額
  - ・・・・再購入後の払い戻し手数料額

新旧対照 ※下線部が変更になります

新	旧
<p>(乗車券類の引渡し及び回収) 第 18 条 (1) ～ (2) 略 (3) 当該乗車券類が無効又は不要となったとき。<u>(ただし、第 34 条第 2 項の規定により無効となった場合においては、同条第 1 項に規定する払い戻しまたは引き換えが行われたとき。)</u></p> <p>(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し) 第 24 条 (1) ～ (2) 略 2. 前項の払戻しに際しては、次の通りの手数を申し受けます。 (1) 普通乗車券・往復乗車券 <u>100 円以内</u> (2) 回数乗車券 <u>210 円以内</u> (3) 定期乗車券・定期回数乗車券 <u>520 円以内</u> (4) 略</p> <p>(定期乗車券等の種類又は区間の変更) 第 31 条 2. 前項の場合には、次の算式により金額を追徴し、又は払戻します。この場合においては、<u>520 円以内で当社が別に定める額</u>の手数を申し受けます。</p> <p>(定期乗車券等の書き換え) 第 32 条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書き換えをします。この場合においては、<u>520 円以内で当社が別に定める額</u>の手数を申し受けます。<u>ただし、旅客の故意または過失によらず不鮮明となったことによる書き換えの場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(定期乗車券等の再発行) 第 33 条 当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行しません。ただし、災害その他の事故により滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、<u>520 円以内で当社が別に定める額</u>の手数を申し受けます。</p> <p>(再購入後の払戻し) 第 36 条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第 34 条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、<u>520 円以内で当社が別に定める額</u>の手数を申し受けます</p>	<p>(乗車券類の引渡し及び回収) 第 18 条 (1) ～ (2) 略 (3) 当該乗車券類が無効<u>(第 34 条第 2 項の規定による無効を除く。)</u>又は不要となったとき。</p> <p>(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し) 第 24 条 (1) ～ (4) 略 2. 前項の払戻しに際しては、次の通りの手数を申し受けます。 (1) 普通乗車券・往復乗車券 <u>100 円</u> (2) 回数乗車券 <u>200 円</u> (3) 定期乗車券・定期回数乗車券 <u>500 円</u> (4) 座席券 2 日前まで料金の 30% に相当する金額、2 時間前まで料金の 50% に相当する金額</p> <p>(定期乗車券等の種類又は区間の変更) 第 31 条 2. 前項の場合には、次の算式により金額を追徴し、又は払戻します。この場合においては、<u>500 円</u>の手数を申し受けます。</p> <p>(定期乗車券等の書き換え) 第 32 条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書き換えをします。この場合においては、<u>500 円</u>の手数を申し受けます。</p> <p>(定期乗車券等の再発行) 第 33 条 当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行しません。ただし、災害その他の事故により滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、<u>500 円</u>の手数を申し受けます。</p> <p>(再購入後の払戻し) 第 36 条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第 34 条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、<u>500 円</u>の手数を申し受けます。</p>